

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

公共政策系専門職大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
京都大学大学院 公共政策教育部公共政策専攻	2020年度	適合

公共政策系専門職大学院基準の大項目	公共政策系専門職大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。 （「告示第53号」第1条第1項）	当該専攻では、法令上必要な専任教員数を上回る専任教員数で教員組織を編制しており、専任教員はいずれも教授である。内訳として、研究者教員8名、実務家教員4名（うち、「みなし専任」の特別教授2名）となっており、兼任教員はいないことから、いずれも法令上の基準を満たしている。	変更後においては、専任教員数の構成は、12名のうち実務家教員を2名、実務家のみなし専任教員を2名置いているほか、専門職大学院設置基準第5条第2項に規定する兼任教員を1名配置しており、いずれも法令上の基準を満たしている。